

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事務の範囲

- ・令和6年度職員DX研修事業委託料執行事務

2 監査を求める理由

本件事業については、委託料の金額、契約方法、寄附金の受け入れ及び事業実施に至る一連の経過について、適法性及び妥当性に重大な疑義がある。

第1に、本件事業に係る委託料は5940万円であり、同種・同規模の事業と比較しても極めて高額である。令和7年度決算審査においても、本件事業に関する質疑が集中したが、各委員の質問に対して、委託料が5940万円という金額が適正であることを十分に説明する答弁がなされていない。議事録を精査すればそのことは明らかである。また本件事業の財源は、特定企業からの企業版ふるさと納税による寄附金であると説明されている。しかしながら、本来の事業費を積算結果として5940万円になったのではなく、寄附申し出額6000万円を前提として、事業費の見積金額をその金額に合わせるように積算したのではないかと疑念がある。仮に、通常であればより低額で実施可能な事業について、寄附金額を使い切ることを前提として委託料を設定したのであれば、これは公金の効率的・適正な支出という観点から重大な問題である。その結果、市は事業終了後、2025年3月14日に契約事業者に対し5940万円を支出しており、本来必要であった事業費を超える部分について、市に損害が生じている可能性がある。

第2に、5940万円という高額な契約であるにも関わらず、一社特命の随意契約が採用されていることにも重大な疑義がある。市は、2024年7月11日に当該企業から寄附の申し出があり、同年9月補正予算の計上を経て、年度内に事業を完了させるためには10月から事業を開始する必要がある、時間的余裕がなかったこと、また寄附企業の関連企業であり、市とも連携協定を締結している事業者であったことから、当該事業者との随意契約とならざるを得なかった旨を説明している。しかし、決算委員会の審議等では、本件研修を想定したかのような庁内での検討や動きが、寄附の申し出があった2024年7月より前の段階から行われていたことが明らかになっている。そうであるならば、寄附申し出後の限られた期間を理由として、競争入札またはプロポーザル等の競争性を確保する手続きを行うことができなかったとする説明には、なお検証すべき点がある。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は、「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」を随意契約の対象としている。従

って、本件契約について、単に事業実施までの期間が短かったこと、寄附企業との関係があったこと、市との連携協定が存在したことのみに基づいて、一社特命による随意契約が適法に認められるのかについて、厳格な検証が必要である。

第3に、寄附の時期及び事業実施の経過についても、議会での説明との整合性に疑義がある。議会では、本件事業について、先に寄附の申し出及び寄附の納付があり、その寄附者の意向に基づいて当該事業を実施したとの説明が繰り返しなされていた。しかし、議員による開示請求によって確認したところ、実際の寄附金の納付は事業終了後の年度末であったことが明らかになっている。このことから、寄附の申し出、事業の企画、契約締結、事業実施及び寄附金納付に至る一連の経過について、実際の事実関係と議会に対する説明との間に整合性があるのか、改めて検証する必要がある。

3 監査を求める項目

以上のことから、本件について監査委員には、下記の項目について監査を実施するよう求める。

- ① 5940万円という委託料の積算根拠及び金額の妥当性
- ② 同種・同規模事業と比較した場合の価格の適正性
- ③ 寄附申し出額6000万円を前提として事業費が設定された事実が
な
いか
- ④ 一社特命による随意契約を選択した具体的根拠
- ⑤ 地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2
第
1項の要件を満たしていたか
- ⑥ 競争入札又はプロポーザル等による契約が可能であったのではない
か
- ⑦ 事業の実施により、市に本来必要ではなかった支出又は損害が生じ
ていないか

4 監査結果の報告期限

2026年11月18日まで